

大規模災害発生時の交通規制

○ 大規模災害発生時の流れ

大規模災害の発生 → 緊急交通路の指定 → 一般車両の通行規制

○ 緊急交通路を通行できる車両のうち、事前届出することにより通行が可能となる車両

- ・ 事前届出対象の緊急通行車両（災害応急対策に使用する車両）
～ 指定行政機関等が行う避難勧告、被災者の救難・救助、施設の復旧、緊急輸送等に使用する車両
- ・ 事前届出対象の規制除外車両
～ 民間事業者等が行う社会経済活動のうち、災害後、優先すべきものに使用する車両

○ 緊急交通路の通行を認める車両

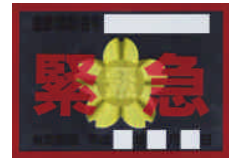
【災害発生直後】

【緊急自動車・自衛隊車両等】



※標章・証明書は不要

【災害応急対策に使用される緊急通行車両】



※標章の交付は事前届出済車両を優先

※民間事業者等による
災害対策従事車両が該当



医師搬送



医薬品搬送



重機輸送

【事前届出対象の規制除外車両】



【災害発生から概ね数日後】

災害発生直後に通行可能な車両に加え、事前届出対象外の規制除外車両等が緊急交通路を通行できるよう対象を拡大

事前届出済車両



※事前届出済車両以外の
規制除外車両は
順次、範囲を拡大



※標章・証明書は不要